

農業バイオおよび中国農業 農村動向等研究に関する調査

## 河原 昌一郎

今回の中国出張でも印象を新たにしたが,近年の中国の都市の変貌には全く目を見張るものがある。10年前の北京では超高層ビルはまだ例外的存在であったが,現在では超高層ビルが市内のあちこちに林立している。超高層ビルは中国政府にとって近代化と威信の象徴であり,中国のあらゆる都市で超高層ビルの建設が進んでいる。ただし,そうした建設フッシュも,実需が十分に考慮されなければ大量の不良資産を生み出し,将来的に経済のアキレス腱となることに注意が必要である。

今回の現地調査では,平成17年11月15日から26日まで,北京と杭州を訪れた。北京では主として農業バイオ関連の調査を行い,杭州では農業農村動向等調査を実施した。

農業バイオ関連調査では,農業部,農業大 学,農業科学院生物技術研究所等を訪問し, 関係者からの聞取り、資料収集等を行った。 中国では,GMO稲の研究開発が進められ, その商業栽培の許可が近いうちになされるの ではないかという報道もなされていたことか ら,この問題に関する行政部局の関心は高か った。このため,行政部局とは緊密な連携を とり, GMO 稲の商業栽培許可の動向に関す る調査には在中国大使館の百崎参事官も同行 することとなった。GMO 稲については,許 可申請がなされているものは2系統4品種 (抗病系統1品種,抗虫Bt系統3品種)であ ること,宿主はすべて南方の早稲インディカ であり東北ジャポニカについては研究を行っ ていないこと,商業許可が直ちに出されると いうものではないこと等が明らかとなった。 また,調査の過程で,中国政府は稲,大豆に ついては GMO 食品に対する日本市場の動向 を強く意識している様子が窺えた。トウモロ コシについては GMO 品種の開発に制約はな いものの,稲,大豆の商業許可については GMO 食品に対する外国市場での評価を考慮 に入れて抑制的な対応がなされているようで ある。なお,GMO 等によって開発された新 品種についての権利保護を図るため,植物品 種保護制度の整備,強化には強い意欲を示し ている。

杭州での農業農村動向等調査では浙江大学にお世話になった。浙江大学は農業農村研究の分野では一地方大学の存在ではなく,中国国内で中央政府直轄の農村発展研究センター(略称「CARD」)が置かれている唯一の大学であり,農業農村研究の中心的存在となっている。

空港から杭州市内に入る道路沿線の地域は 全国で最も豊かな農村の一つとなっている。 農家の建物はほぼ例外なく別荘のような4階 建である。ただし空き家も多く目につく。これは,この地域の農家には市内で商工業に従 事している者が多く,通常は留守にしている ためである。農繁期には,四川省等の内陸か ら来た農民を空き部屋に住まわせ,農業に従 事させるという。内陸農民の貧しさと農村間 格差を顕著に示す事実であろう。

中国農村で農村を豊かにするものとして大 きな期待が寄せられているのが農村専業合作 社である。今回の調査では,杭州周辺の三つ の専業合作社を案内してもらい,実態調査を 行った。対象とする作物は、「菊茶」、「養蚕」、 「果物さとうきび」とそれぞれ異なっているが、 いずれにおいても新作物,新技術の導入普及 に大きな役割を果たし,農家経営の向上に寄 与している。専業合作社は特定の作物,技術 を短期間で急速に普及させるのには適した組 織ということができよう。ただし,基本的に 特定の作物,技術だけを対象としているため, 市場の変化や技術革新への対応が遅れる可能 性があり,経済的基盤も弱く,今後,恒常的 な組織としてどれだけ発展できるのか疑問も ある。現在,中央政府では,こうした農村専 業合作社等の動向を踏まえて,農村合作組織 法(仮称)案の検討が進められている。農村 組織の法制化の問題は,いうまでもなく中国 の農村統治手法のあり方と密接に関係すると ともに,中国農村の将来に重大な影響を与え るものであり,今後ともそうした動きを注視 していく必要があると考えている。